

(案)

生田緑地における改修・整備事業の調整方法について

1 背景と目的

生田緑地マネジメント会議会則第3条において、マネジメント会議がかかわる範囲として「公園施設等の改修・整備に係る調整」が示されている。

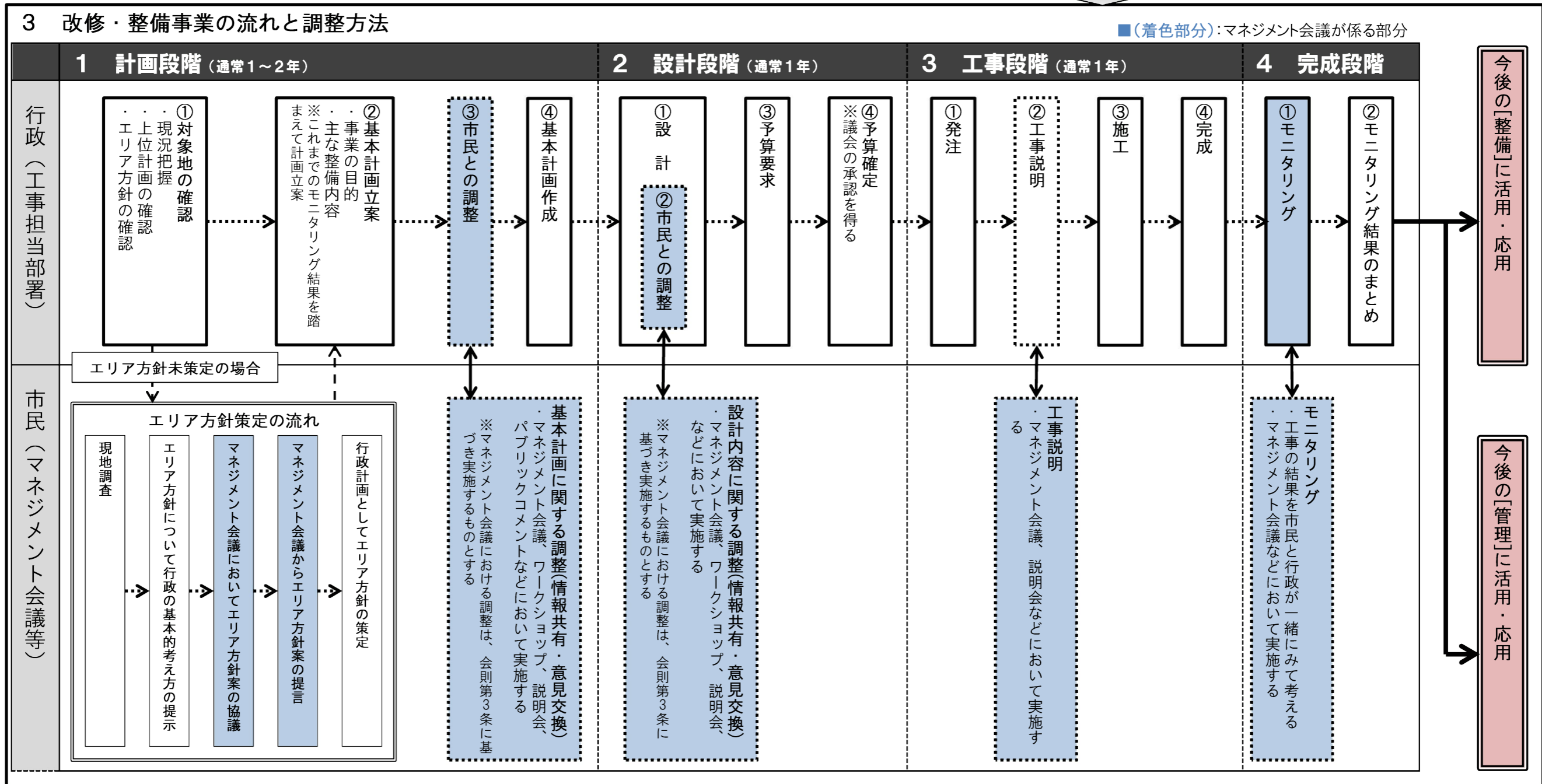
そこで本資料では、生田緑地における工事の種類と担当部署を整理した上で、改修・整備事業の流れと調整方法を明確にすることで、段階的かつ計画的にマネジメント会議等と調整を図れるようにすることを目的とした。

尚、本資料に基づいて実践した結果、改善点等が見つかった場合は、必要に応じて改定を行っていくものとする。

2 工事の種類と担当部署

1) 整備：利用形態を著しく改めること 2) 改修：利用機能を保持しつつ、形態等を改めること
3) 補修：老朽化や悪戯等により施設の利用が全うできなくなったものについて復旧すること

	大規模工事	小規模工事
概要	・新規の施設を整備 ¹⁾ する工事 ・大規模な改修 ²⁾ を行う工事	・既存施設を補修 ³⁾ する工事
事例	・周遊散策路、西口園路、中央広場の整備工事 ・ゴルフ場クラブハウスの建て替え	・階段手摺、園路の補修、展望台等の塗装 ・四阿の建て替え
主な担当部署	・みどりの保全整備課	・生田緑地整備事務所 ・指定管理者（生田緑地、ゴルフ場） ※金額、規模等により分担
調整段階	・「計画段階」から「完成段階」まで実施	・「設計段階」又は「工事段階」より開始 ※金額、規模等によって設計を行わない場合もある為 ・「完成段階」は必要に応じて実施



基本計画に関する調整(情報共有・意見交換)
・ マネジメント会議、ワークショップ、説明会、パブリックコメントなどにおいて実施する
※マネジメント会議における調整は、会則第3条に基づき実施するものとする

設計内容に関する調整(情報共有・意見交換)
・ マネジメント会議、ワークショップ、説明会、などにおいて実施する
※マネジメント会議における調整は、会則第3条に基づき実施するものとする

工事説明
・ マネジメント会議、説明会などにおいて実施する

モニタリング
・ 工事の結果を市民と行政が一緒にみて考える
・ マネジメント会議などにおいて実施する

(案)

生田緑地における改修・整備事業の調整方法について（参考資料）

大規模工事における行政の役割分担

■(赤色部分):みどりの保全整備課が主体的に実施する事項

■(緑色部分):生田緑地整備事務所が主体的に実施する事項

■(青色部分):マネジメント会議における「市民との調整」や「工事説明」、「モニタリング」の実施に至るまでの事務処理については、マネジメント会議事務局である生田緑地整備事務所が主体的に行い、各回の工事説明については、工事担当課であるみどりの保全整備課が主体的に行う事項

